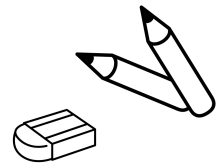


保護者のみなさまへ



# 就学援助制度について



小平市教育委員会

小平市では、経済的な理由で学校給食費や学用品費などの支払いにお困りの方に対して、援助制度を実施しています。援助制度の内容は、以下のとおりです。

## ■就学援助を受けることができる方

小平市内に在住し、公立の小・中学校に在学している児童、生徒の保護者の方で、

- (1) 世帯の所得が基準額以下の方(下記の例を参考にしてください)
- (2) 児童扶養手当を受給している方(「児童手当」とは別の制度です)
- (3) 生活保護を受けている方(生活保護費で支給されない部分のみの援助となります)

## ■申請の手続き

(1) 提出書類 (申請書の裏に所得証明書類をのり付けしてください。)

	提出書類	
	申請書	所得証明書類(コピー可)
今回はじめて申請される方	学校、または学務課(市役所5階)で配布しています。 ※新入学の小学一年生には、入学式当日に全員に学校からお配りします。	4月～6月に申請される方 平成21年分(21年1月～12月) 平成22年分(22年1月～12月) <u>過去2年分の所得証明書類</u>  7月以降に申請される方 平成22年分(22年1月～12月) の所得証明書類
昨年度(平成22年度)に引き続き申請される方	3月下旬～4月上旬に学校を通してお渡します。 ※小平市外の公立学校に在学している方は学務課から送付します。	平成22年分(22年1月～12月) の所得証明書類
児童扶養手当を受けている方	学校、または学務課(市役所5階)で配布しています。 ※昨年度に引き続き申請される方は、3月下旬～4月上旬に学校を通してお渡します。	児童扶養手当証書のコピー (有効期限が切れていないもの)
生活保護を受けている方	申請書の提出は必要ありません。 学校から「委任状」をお渡しますので、その「委任状」を学校に提出してください。	提出の必要はありません

※22年中は所得があったが、現在失業中で雇用保険受給資格のある方は、「雇用保険受給資格者証」のコピーを上記の該当する所得証明書類と一緒に提出してください。

### (2) 提出期限

申請は随時受け付けています。(提出いただいた月からの開始になります。)

ただし、**4月分からの援助を希望される場合は、4月15日(金)が提出期限**です。

### (3) 提出先

**学校へ提出**してください。

※小平市外の公立小・中学校に在学している方は、学務課(市役所5階)へ提出してください。

## ■添付していただく所得証明書類の例

	平成21年分の所得証明書類の例	平成22年分の所得証明書類の例
給与所得のみの方	★平成21年分給与所得の源泉徴収票 ★平成21年分雇主の収入証明書 勤務先で発行されます	★平成22年分給与所得の源泉徴収票 ★平成22年分雇主の収入証明書 勤務先で発行されます
税務署へ所得税の申告をした方	★平成21年分所得税の確定申告書(控) (税務署等の收受印のあるもの)	★平成22年分所得税の確定申告書(控) (税務署等の收受印のあるもの) ※電子申告をした方は下記をご覧ください。
市役所へ住民税の申告をした方	★平成22年度市民税の課税(非課税)証明書 税務課(市役所2階)・東西出張所で発行されます	★平成23年度市民税の課税(非課税)証明書 税務課(市役所2階)・東西出張所で発行されます (6月中旬以降の発行になります)

◆同居している方で、収入のある方全員分の所得証明書類(コピー可)を添付してください。

◆無職の方は、所得がないことを証明していただくため、市民税の非課税証明書を添付してください。ただし、無職の方で、他の同居者の扶養に入っている方は、その方の証明書(扶養の記載のあるもの)で兼ねることができます。

◆市民税の課税(非課税)証明書は1月1日現在に住民登録のあった住所地の市町村で発行されます。小平市に転入されてきた方は前住所地の市町村で発行される場合がありますのでご注意ください。

◆4月からの就学援助費の受給を希望される方で、平成23年度市民税の課税(非課税)証明書を添付する場合は、申請書に「6月に平成23年度市民税課税(非課税)証明書提出予定」と明記のうえ、申請書と平成21年分所得証明書類(今回はじめて申請される方のみ)を先に提出していただき、後から平成23年度市民税の課税(非課税)証明書を学校または学務課に提出してください(6月30日までにご提出ください)。

◆税務署では、インターネットで自宅から申告をすることができる電子申告をしています。電子申告で申告をした方は、收受印が押印された申告書(控)がありませんので、税務署から送られた「申告内容確認票」と「申告書等送信票(兼送付書)」をセットで添付してください。

※「申告内容確認票」の上部に印字されている「受付日時」「受付番号」と「申告書等送信票(兼送付書)」の上部に印字されている「受付日時」「受付番号」が一致していることを確認してください。

## ■所得基準額の例(平成22年分の所得)

家族の人数	家族の構成	持家の場合	借家の場合	家族の構成	持家の場合	借家の場合
2人	親(40歳) 子(10歳<小5>)	1,745,000 円程度	2,582,000 円程度			
3人	父(43歳) 母(40歳) 子(10歳<小5>)	2,337,000 円程度	3,175,000 円程度	親(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>)	2,495,000 円程度	3,332,000 円程度
4人	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>)	3,042,000 円程度	3,880,000 円程度	親(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 子(7歳<小2>)	3,060,000 円程度	3,897,000 円程度
5人	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 子(7歳<小2>)	3,586,000 円程度	4,424,000 円程度	父(43歳) 母(40歳) 子(13歳<中2>) 子(10歳<小5>) 祖父(母)(68歳)	3,541,000 円程度	4,379,000 円程度

※年齢は平成23年4月1日現在

※基準額は家族構成や年齢によって変化しますので、この表はあくまでも「めやす」としてください。

※所得金額とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、その他の所得の場合は総収入額から必要経費を差し引いた金額をいいます。

※世帯全員(実質の家族・同居家族全員)分の所得を合算します。

## ■就学援助の内容

援助費目	内容
学用品費・通学用品費	国で定められた補助額を各学期に分けて支給します。
学校給食費	給食費の支払いを教育委員会が負担します。
校外活動費	遠足、移動教室などの費用の実費を支給します。
修学旅行費	修学旅行費用の実費を支給します。
新入学児童生徒学用品費	4月認定の小・中1年生に対して、国で定められた補助額を支給します。
卒業記念アルバム・文集代	小学校・中学校卒業時のアルバム・文集代の実費を支給します。
体育実技用具費	体育で使用する柔道着など。国で定められた補助額内で支給します。
医療費	学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、教育委員会が自己負担分を負担します。
通学費	通学距離が長距離で、公共の交通機関を利用して通学している場合の交通費を支給します。(特別支援学級に通学している場合は、距離を問いません)

- ◆4月からの援助の認定結果通知は、5月下旬に学校を通してお知らせする予定です。  
援助費の振込みが始まるのは、認定結果通知後(7月上旬～中旬ごろ)からとなります。
- ◆医療費の援助の対象になる疾病は、**トラコーマ/結膜炎/白せん(はたけ・たむし)/かいせん/のうかしん(とびひ)/中耳炎/蓄膿症(慢性副鼻腔炎に限る)/アデノイド/う歯(虫歯の治療に限る。予防措置や衛生指導は対象外)/寄生虫病(虫卵保有を含む)**のみです。
- ◆医療費の援助を受けていただくためには、受診される前に医療券を申請していただく必要があります。
  - 今回はじめて就学援助の申請をされる方  
認定結果通知が届いてから、学務課(市役所5階)へ医療券の申請をし、発行された医療券を医療機関に提出して受診してください。(医療券には有効期限があります。必ず受診される前に医療券の申請をし、発行を受けてください。)  
認定結果通知が届く前(4月～6月中旬)に受診された場合は、6月30日までに学務課へご相談ください。
  - 昨年度から引き続き就学援助の申請をされる方  
医療機関に受診される前に学務課(市役所5階)へ医療券の申請をし、発行を受けてください。
- ◆通学費の援助は、通学距離が、小学生は片道4km以上、中学生は片道6km以上あり、公共の交通機関を利用して通学している方が対象です。(特別支援学級に通学している場合は、距離を問いません。)

## ■就学援助の認定期間

認定期間は、平成24年3月末までです。  
ただし、7月1日付で再審査を行います。4月に認定されても、再審査の結果、7月1日付で否認定となる場合がありますのでご了承ください。7月1日付の再審査の結果は、否認定となった方のみにお知らせします。  
また、認定期間中であっても、家庭状況の変化、生活保護の廃止、児童扶養手当の廃止などによって就学援助を打ち切る場合があります。家庭状況に変化が生じた場合や、生活保護、児童扶養手当が廃止された場合で、就学援助を継続して受給されたい場合は、学務課までお問い合わせください。

お問合せ・ご連絡 小平市教育委員会 学務課 就学援助担当  
電話:042-346-9570(直通)